

第211回人権擁護調査委員会

日 時 2015年8月26日(水)13時30分～14時30分

場 所 [広島]講堂 [長崎]3階会議室(テレビ会議)

<疫学研究に関する倫理審査>

部 名	研究課題名	審査結果	議事要旨
1 臨床研究部	RP-S2-14「新規撮影装置を用いたボランティアの水晶体画像撮影」(「現在進行中の研究計画における人権擁護に関する調査書」に関する審査)	承認	(特に問題なし)
2 臨床研究部	「新規撮影装置を用いた原爆被爆者の眼科調査」	承認	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「眼科研究に関する同意確認書」(以下 同意書)について、次の修正を行うこと。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 「研究の目的および内容」に関する記述の内、「眼科医院に紹介しますので、心配はありません」の「心配はありません」の記述は不要につき削除すること。 2) 「個人情報の保護」に関する記述の内、「この研究のためのみに」の記述は不要につき削除すること。 3) 「共同研究機関」に関する記述の内、「広島大学、長崎大学」の記述は、当該機関が本研究に関与しないことから削除すること。 ◆ 本研究の実施によって生じた場合の健康被害に関する補償について、倫理指針および放影研が加入する保険等の内容を確認し、補償に関する記述が必要な場合は、研究計画書および同意書に記載すること。

* 上記のことについて適正に修正されたことを確認して承認とした。